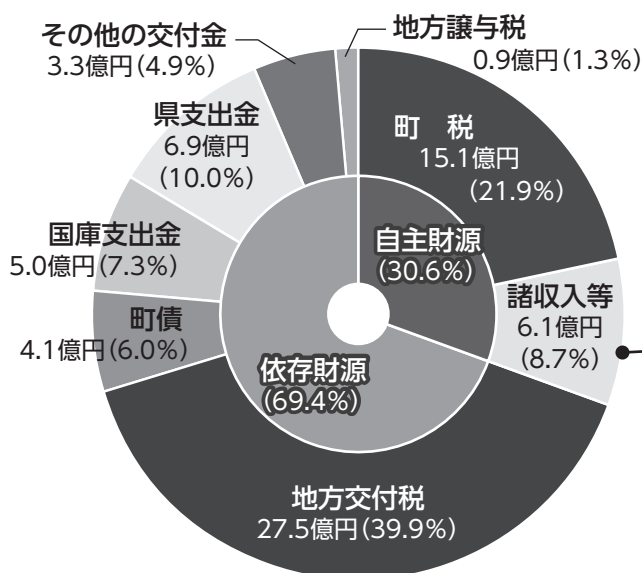


平成31年度 会津坂下町の 予算

一般会計予算の内容

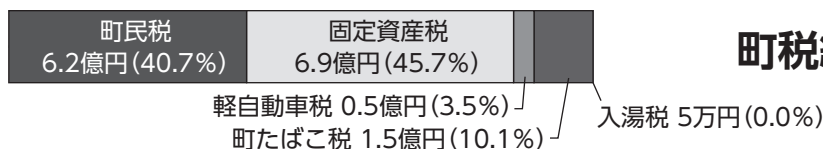
総額 **68.9億円** 前年度比 **3億円減** ↓



歳入総額 **68.9億円**

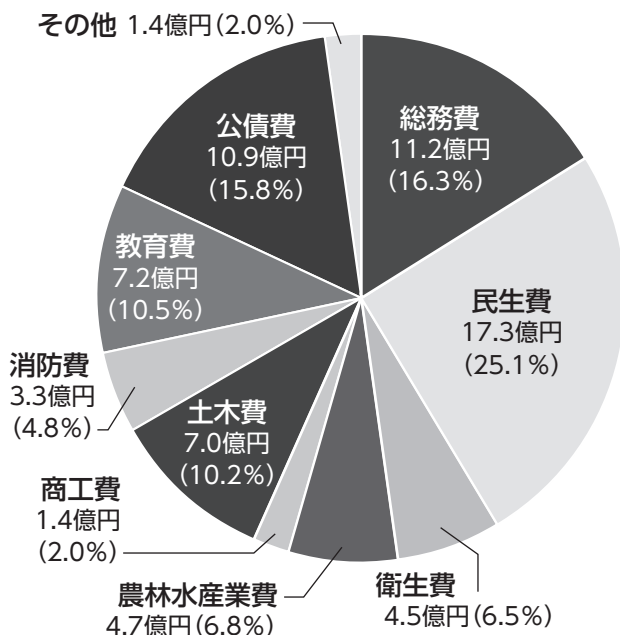
◎分担金及び負担金	0.7億円(1.0%)
◎使用料及び手数料	1.2億円(1.7%)
◎財産収入	0.1億円(0.1%)
◎寄附金	0.3億円(0.4%)
◎繰入金	0.7億円(1.0%)
◎繰越金	1.2億円(1.7%)
◎諸収入	1.9億円(2.8%)
合 計	6.1億円(8.7%)

町税の内訳



町税総額 **15.1億円**

歳出総額 **68.9億円**



主な内容

土木費
 【道路や橋などの整備のために】
 除雪対策事業 121,484千円
 町営住宅改修事業 77,950千円
 橋りょう整備事業 68,500千円

教育費
 【学校、社会教育のために】
 学校給食費 190,710千円
 小中学校通学事業 29,694千円
 幼稚園通園事業 29,436千円

衛生費
 【検診、予防接種、ごみ処理などのために】
 医療機関・救急医療充実事業 60,237千円
 廃棄物処理収集事業 52,102千円
 予防接種事業 47,012千円

その他の内訳
 議会費 1.0億円(1.5%)
 労働費 0.1億円(0.1%)
 諸支出金 0.1億円(0.1%)
 予備費 0.2億円(0.3%)

総務費
 【一般的な事務のために】
 地域づくり推進事業 47,068千円
 生活路線バス維持対策事業 43,564千円
 地域コミュニティセンター運営事業 20,275千円

民生費
 【福祉増進のために】
 私立保育所等施設型給付事業 106,091千円
 子育て支援事業 18,821千円
 子育てふれあい交流センター事業 11,468千円

農林水産業費
 【農林業の振興のために】
 多面的機能支払交付金事業 135,393千円
 ふくしま森林再生事業 44,700千円
 中山間地域等直接支払事業 25,952千円

平成31年度 特別会計予算の主な内容

特別会計予算

会計名		平成31年度	平成30年度	対前年度比
国民健康保険		18.7 億	19.6 億	△ 4.6%
介護保険		22.2 億	21.9 億	1.4%
後期高齢者医療		1.8 億	1.8 億	0%
坂下東土地区画整理		1.8 億	1.9 億	△ 5.3%
下水道事業		4.2 億	4.1 億	2.4%
農業集落排水事業		0.7 億	0.7 億	0%
水道事業	収益の収入	4.9 億	5.0 億	△ 2.0%
	収益の支出	4.7 億	4.9 億	△ 4.1%

(小数点第2位以下を四捨五入して表示)

主な内容

【国民健康保険】

国民健康保険(国保)は、疾病、負傷、出産および死亡の場合に保険給付等を行う相互扶助の保険制度です。昨年度より県が財政運営の主体となりましたが、国保への加入・脱退や給付に対する申請、各種事業に対する手続きを今までどおり行っています。

【介護保険】

介護保険は、要介護認定者とその家族を支援する保険制度です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、今年度は第7期介護保険事業計画に基づき「認知症対応型サービス」が開所する予定です。

【後期高齢者医療】

後期高齢者医療は、75歳以上の方および一定の障がいのある65歳以上74歳以下の方のうち認定を受けた方が入る医療保険制度です。県内の全市町村がひとつになって財政運営をしています。医療費適正化対策や保健事業の充実に取り組んでいます。

【坂下東第一地区土地区画整理事業】

町の中心市街地東部の道路および公園施設の適正な整備改善と良好な市街地形成を目指し、道路築造工事約180m、家屋1戸1棟などの移転補償、整地工事約1,500㎡を予定しています。

【下水道事業】

中央処理区の管渠工事(710m)と、西処理区の管渠工事(295m)を予定しています。

【農業集落排水事業】

窪倉・合川・陣が峯城・長井浄化センターの維持管理に取り組んでいます。

【水道事業】

下水道工事に伴う配水管布設替工事(茶屋町・新町地内 290m)、県道赤留塔寺線配水管布設替工事(勝方地内 320m)、県道会津坂下会津高田(都市計画道路 坂下・羽林線)配水管布設替工事(古坂下地内 180m)を予定しています。

平成30年度 一般会計

下半期(平成30年10月~平成31年3月)の収入および支出の概況

科 目	入 (単位:千円)		
	歳 入	予算現額	収入累計額
町 税	1,568,346	670,678	1,583,975
地 方 譲 与 税	80,755	62,800	85,556
利 子 割 交 付 金	2,227	1,169	2,105
配 当 割 交 付 金	4,227	2,861	3,761
株式等譲渡所得割交付金	1,963	2,944	2,944
地方消費税交付金	292,049	131,405	299,738
自動車取得税交付金	18,390	13,121	19,079
地方特例交付金	8,956	0	8,956
地 方 交 付 税	2,809,339	904,424	2,812,526
交通安全対策特別交付金	2,304	987	2,072
分 担 金 及 び 負 担 金	60,753	46,185	58,614
使用料及び手数料	121,373	62,857	115,419
国 庫 支 出 金	502,618	228,255	419,197
県 支 出 金	747,731	414,437	574,732
財 産 収 入	180,266	3,695	180,001
寄 附 金	30,101	24,556	31,430
繰 入 金	83,746	71,601	83,602
繰 越 金	124,980	0	124,981
諸 収 入	206,634	108,934	161,199
町 債	695,160	244,360	244,360
総 計	7,541,918	2,995,269	6,814,247

※出納閉鎖期間を除くので、決算額とは異なります。

科 目	出 (単位:千円)		
	歳 出	予算現額	支出累計額
議 会 費	98,104	44,943	97,113
総 務 費	1,192,032	577,719	1,065,743
民 生 費	1,833,349	1,063,203	1,670,119
衛 生 費	435,336	160,068	355,571
労 働 費	7,249	499	7,184
農 林 水 産 業 費	548,385	261,821	532,987
商 工 費	148,029	29,160	146,344
土 木 費	677,856	256,558	501,902
消 防 費	344,301	92,456	334,203
教 育 費	1,047,910	431,957	789,936
災 害 復 旧 費	3,205	966	1,872
公 債 費	1,097,468	515,095	1,058,756
諸 支 出 金	18,262	14,423	18,261
予 備 費	90,432	0	0
総 計	7,541,918	3,448,868	6,579,991

財政調整基金残高	95,500
減債基金残高	5

空き家(空き地)の適正な管理をお願いします



お持ちの空き家を適正に管理されていますか

空き家は個人などの財産であるため、その所有者は適正な管理を行う責任があります。

空き家を良好に管理されていれば問題はありませんが、そのまま放置すると次のような地域全体の問題になる可能性があります。

スズメバチ、ハエ、蚊などが発生したり、ネズミ、ハクビシンなどのすみかになる。

建物の倒壊や破損、落雪により、近隣住民や歩行者などに被害を及ぼす恐れがある。

雑草や草木が生い茂り、地域の景観を悪化させる。



道路に外壁やブロック塀が崩れたり、樹木がはみ出したりして、通行の妨げになる。

ごみを投棄されたり、放火による火災の恐れがある。

不審者に出入される恐れがある。



空き家の適正な管理は、所有者の責務です

空き家の管理を怠ると、近隣の方に迷惑がかかることがあります。万が一事故などが発生し、近隣の建築物などや人に被害を与えてしまった場合は、所有者の他に、相続人や相続放棄している方であっても責任を問われ、損害賠償を求められる場合があります。

特に、相続放棄をして関心をなくす方もいますが、次の相続人が財産管理を始めるまで、管理責任がありますのでご注意ください。



法律に基づく町の対応 (空家等対策の推進に関する特別措置法)

実態調査、助言・指導

○空き家の実態調査を行い、条例に基づき助言や指導を行います。

特定空家等の認定

○実態調査の結果、倒壊の危険や周辺に悪影響を及ぼしている不適正な状態にある空き家を「特定空家等」と位置付けます。

助言・指導

○特定空家等の所有者に修繕・解体などの助言・指導を行います。

勧告

○助言・指導に従わない場合は、勧告を受けることがあります。勧告を受けた所有者は、固定資産税などの住宅用地特例が受けられなくなります。

命令

○勧告に従わない場合は、命令を受けることがあります。命令に従わなかった所有者は、50万円以下の過料に処せられます。

代執行

○命令に従わず、かつ、倒壊の危険性が極めて高い場合などは、町が所有者に代わり強制的に解体や修繕などを行うことができます(費用は所有者などに請求します)。



空き家を適切に管理するために

- Point①** 定期的に除草や庭木の枝払いを行いましょう。
- Point②** 建築物などの破損箇所を修理してください。
- Point③** ブロック塀の定期的な点検をしましょう（地震による倒壊などの未然防止）。
- Point④** ご近所とのお付き合いは大切です。遠方にお住まいの方、管理が困難な方などは、ご近所の方や自治会などに連絡先などを伝えておきましょう。
- Point⑤** 業者や知り合いの方に、空き家の管理をお願いしましょう。



会津坂下町・湯川村・会津坂下地方広域シルバー人材センターの三者で「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結

3月27日、会津坂下町・湯川村・シルバー人材センターの三者で、空き家等問題に関する協定を締結しました。

この協定は、相互に連携・協力し、両町村内の空き家などの適正な管理を推進することにより、良好な生活環境の保全と、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としています。



シルバー人材センター『空き家管理サポート』のご案内

センターでは、遠隔地にお住まいなどで空き家などの管理にお困りの方のために、ご依頼により訪問や点検、確認結果を報告するなどのサポートを行っています。

▶作業内容

- ・屋外からの家屋の破損などの目視確認、家屋敷地内の雑草や庭木などの状況確認
- ・防犯確認、郵便受けの状態確認（転送可・実費請求）
- ・チェックシートや報告書の作成、郵送

▶オプション（1時間あたりの単価、消費税・事務手数料込み）

- ・機械草刈：1,298円～（燃料費込み、処分料別途）
- ・除雪作業：1,243円～（屋根の雪下ろしは不可）

上記の他にも様々なオプションがあります。お気軽にご相談ください。

▶問い合わせ

公益社団法人 会津坂下地方広域シルバー人材センター

☎83-0199 Fax：83-0221 Eメール：bange-sc@triton.ocn.ne.jp

右記QRコードより、シルバー人材センターのホームページをご覧ください。

基本料金
1回の点検作業につき、
2,000円
(消費税・事務手数料込み)



シルバー人材センター
ホームページ



会津坂下町『空き家バンク』のご案内

町では、空き家を「売りたい・貸したい方」と「買いたい・借りたい方」をつなぐ「空き家バンク」を運用しています。物件の情報は、町ホームページや空き家を取り扱う様々なサイトに掲載し、お知らせしています。町内には300軒を超える空き家が確認されていますが、利活用可能な空き家は、見方を変えれば優良な地域資源の一つです。現在、空き家は移住希望者の住まいとしても注目されています。

しかし、適正な管理がされていない場合、3年で動物が侵入し、5年で草が家の中まで入り込むとも言われています。また、空き家の状態が数年経ってから空き家バンクへの登録申請をいただいても、建物の状態によっては登録できない物件もあります。老朽化が進み危険な空き家となる前に、ぜひ利活用をご検討ください。

HP <https://www.town.aizubange.fukushima.jp/site/akiya-bank/>

安全に暮らすために自宅の耐震性能を調べてみませんか？



Point

わずかな自己負担で、

自宅（木造住宅）の耐震性能を確認できます！

近年多発する大地震により、多数の家屋が倒壊し被災しています。

町は、そのような状況を少しでも減らすために、耐震診断事業を実施しており、住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進しています。



耐震診断・基礎の確認状況



令和2年度（来年度）に実施する

『会津坂下町木造住宅耐震診断者派遣事業』

診断希望者を募集します。

1. 対象住宅

会津坂下町内にある木造住宅で、次に掲げる要件全てに該当するもの。

- ① 町内に住所を有する所有者が自ら居住する住宅
(所有者が町税などを滞納していないもの)
- ② 昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅
- ④ 過去に耐震診断などを受けていない住宅

2. 実施時期・費用

実施時期：令和2年度に耐震診断者を派遣します。

診断費用：国・県・町が負担します（ただし、耐震診断に係る費用の一部として、7,500円を申請者が負担）。

3. 予約受付期間・受付方法

受付期間：5月7日（火）～10月31日（木）

予約方法：建設課 都市土木班にて、「予約受付票」の記入をお願いします。

（受付の際、自宅の建築年次や工法の確認、延べ面積などをご記入いただきます。）

5月から動き始める害虫・害獣にご注意ください

アメリカシロヒトリの防除について

町では景観維持のため、各区・自治会にアメリカシロヒトリの防除のご協力をいただいています。アメリカシロヒトリは、防除適期を逃すと薬剤の効き目が薄れます。できるだけ適切な時期に薬剤を散布しましょう！

※昨年度から、防除機の保管場所が駅南側倉庫下屋に変更になりました。

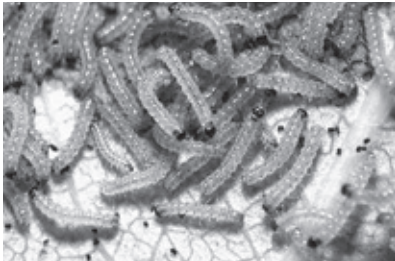
○アメリカシロヒトリの防除適期



●ふ化後4日の若齢幼虫（拡散前）

早期発見の場合、拡散する前に枝葉を切り取り、**焼くまたは踏みつぶして処分**してください。環境に優しく一番効果的です。

防除時期○



●ふ化後2週間の若齢幼虫（拡散後）

すでに拡散してしまった場合でも、まだ間に合います！この時期は**スミチオン**を希釈散布しましょう！若齢幼虫のうちは**非常に薬剤の効き目が強い**です。

防除時期○



●ふ化後35日老熟幼虫（さなぎ前）

この時期の場合、手遅れに近いです。スミチオンの希釈倍率を濃くしても老熟幼虫には歯がたちません。

防除時期×

活動が活発になるツキノワグマに注意！

5月はツキノワグマが冬眠から覚め、エサを求めて活発に行動するため注意が必要です。

●ツキノワグマの生息

①聴覚・嗅覚は非常に優れているが、視力が弱く、色の識別ができない。

②木登り・水泳・穴掘りができるなど、運動能力が高い。

●ツキノワグマに遭わないために

①早朝、夜間の外出を避けましょう。

②山に入る際・河川に近づく際は鈴やラジオを携帯し、自分の存在を知らせましょう。

③隠れ家になる林や川沿いの藪に近づかないようにしましょう。

●ツキノワグマに遭遇してしまったら

①驚いた際に攻撃してきます。驚かせないように、ゆっくり後ずさりして逃げましょう。

②近くで遭遇した場合、後頭部を手で守ってうつぶせになりましょう。

③遠くで遭遇した場合、落ち着いてゆっくりその場を離れましょう。

大型獣類の被害防止対策をしましょう

近年では、イノシシやニホンジカの増加に伴い、農作物被害も増加しています。農作物被害を防ぐため、次のような対策を行いましょう。

①山際周辺の藪や草の刈払い（耕作地から30m～50m）

②放任果樹の伐採・生ごみを一箇所に集めるなどの対策（エサになるようなものをなくしましょう）

③電気柵や防護柵の設置（電気柵は獣種ごとに電線の高さが決まっているので、適切な高さにして設置しましょう）

住み慣れた地域で、
元気に暮らせるように

「通いの場」を つくりませんか

「通いの場」とは、

地域の皆さんが集まりやすい施設を利用して、参加者が主体となって様々な活動を行う「場」のことです。「通いの場」では、誰でも参加できる体操やお茶飲みなど、参加者の希望に沿った活動を行うことができます。

「通いの場」づくり
を応援します！

「通いの場」で運動サークルやお茶飲みサロンなどを行いたいと考えている方は、社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」にご相談ください。サークルの立ち上げや運営方法の検討などをお手伝いします。

※生活支援コーディネーター：高齢者の健康維持を目的に、住民が協力して介護予防に取り組めるよう、地域の環境を整える役割を持つ。

- 自分の住む地区で開催できるので、気軽に通うことができます。
- 「こういう活動がしたい」という希望を叶えることができます。



生活支援コーディネーター
鈴木 葉子



お茶飲みサロンの様子。
参加者同士で会話が弾む。

運営ボランティア募集

「通いの場」の準備・片付けなどを手伝ってくださるボランティアも募集しています。興味のある方は下記までご連絡ください。

すでに開催している「通いの場」では、大勢の方が活動されています。活動の様子を知りたい方は、下記までお問い合わせください。
「通いの場」をつくって、地域の皆さんと一緒に楽しく活動してみませんか？

【問い合わせ 会津坂下町社会福祉協議会 ☎83-1368】

介護の不安
老後の心配

相談してスッキリしませんか？

「ほっとひと息 介護と老後の相談会」を開催します

自分や家族の老後のこと、介護や認知症のこと。気になっているけど、相談しにくいなあ…と感じている方！会津坂下町地域包括支援センターで開催する「ほっとひと息 介護と老後の相談会」で、悩みを打ち明けてみませんか？

■日時：5月13日（月）

■午前の部 午前10時～正午

■午後の部 午後1時～3時

■場所：会津坂下町地域包括支援センター

■申込：不要

※事前に電話予約いただけると、当日お待たせしません。

☆家族のために介護サービスを使いたいが、
本人が納得してくれない。
どうすればいい？

☆介護保険の利用方法は？

☆認知症になった家族の
対応の仕方は？



【問い合わせ 会津坂下町地域包括支援センター ☎84-2700（担当 二瓶桂子）】